



連載／初心者E子の 実務レッスン講座

税理士 森 康博

第259回

予定納税と中間申告

●もり やすひろ

税理士。東京メトロポリタン税理士法人等数社を経て、2014年四谷二丁目税理士法人代表社員に就任。【近況】最近は事業承継の計画を依頼されることが多くなりました。金融機関からの提案もありますが、中には「本気ですか？」と首をかしげなくなるような現状無視の銀行本位の提案もありたりします。

部長 資金繰りの計算をしているのだが、予定納税はどうだったっけ？

E子 税理士から表をいただいています。これによると、法人税も消費税もありますね。

部長 表を見せてもらえるかな？ よし、わかった。ありがとう。

E子 予定納税って、いつも決算時に税理士に教えてもらっていますが、これって私たちが計算するのは難しいのでしょうか？

部長 いいや、そんなことはないよ。税理士は我々の資金繰りのためにサビスで教えてくれているのさ。

E子 それなら私にもできるかしら？

部長 もちろんだ！ 予定納税額の計算、やってみるかい？

E子 はい。よろしく願います。

部長 では、まず法人税からいこう。前期の法人税別表一を持ってきて。

E子 はい。こちらです。

部長 「差引所得に対する法人税額」

を探してみて。

E子 はい。ありました！ 「中間申告分の法人税額」を控除する前の税額ですね。

部長 この金額が20万円を超えている場合には、予定納税が必要となる。

E子 残念ながら超えています。予定納税額はどうか計算するのですか？

部長 差引所得に対する法人税額を前事業年度の月数で割って、これに6をかけた金額が予定納税額となる。

E子 全事業年度の月数：12ヵ月ですから、前期の税額の半分、ということですよいですね。

部長 そのとおり。設立などで事業年度が1年未満の法人の場合も考慮しての計算式になっているんだ。

E子 わかりました！ でも、今期は前期ほど利益が出ない予定ですよね。

部長 そうだね。資金があるようならそのまま予定納税をしてもいいが、もう一つ、6ヵ月で仮決算をして求めた